

総社市告示第 89 号

総社市緊急通報装置事業実施要綱（平成 17 年総社市告示第 27 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 7 月 13 日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、高齢者及び重度身体障がい者等が緊急通報装置（以下「装置」という。）を<u>設置</u>することにより、急病又は災害などの緊急時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、孤独感や不安感を解消し、<u>もって福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p>(事業の内容)</p> <p>第 2 条 緊急通報装置事業（以下「事業」という。）の業務内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>緊急通報サービス 急病又は災害などの緊急時に通報を受け、迅速かつ適切に対処することをいう。</u></p> <p>(2) <u>安否確認 少なくとも月に 1 回、電話により健康状態等を把握することをいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>予算の範囲内において、</u>高齢者及び重度身体障がい者等<u>に対して総社市緊急通報装置</u>（以下「装置」という。）を<u>貸与</u>することにより、急病や災害などの緊急時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、孤独感や不安感を解消し、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(事業の内容)</p> <p>第 2 条 緊急通報装置事業（以下「事業」という。）の業務内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>装置の貸与</u></p> <p>(2) <u>緊急通報サービス</u></p>

改正後	改正前
<p>(対象者等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 設置する装置は、1世帯当たり1台とする。 (利用の申請及び決定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>申請者は、前項の申請書を提出する場合、事前に民生委員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の申請書</u>を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の適否を決定し、緊急通報装置事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)によりその旨を<u>申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第6条 <u>前条第3項の規定により利用の決定通知を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、常に善良なる注意をもって装置を管理するものとし、当該装置を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。 (使用料及び経費)</p> <p>第7条 略 (利用の変更及び辞退)</p> <p>第8条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに緊急通報装置事業変更届(様式第3号)を市長に<u>提出しなければならない。</u></p> <p>2 利用者は、第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき、又は事業の利用を中止しようとするときは、速やかに緊急通報装置事業利用辞退届(様式第4号)を市長に提出するとともに、<u>装置を返却しなければならない。</u></p>	<p>(対象者等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 貸与する装置は、1世帯当たり1台<u>限り</u>とする。 (利用の申請及び決定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請書</u>を受理したときは、その内容<u>及び申請者の実態</u>を調査し、利用の適否を決定し、緊急通報装置事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。 (契約の締結)</p> <p>第6条 <u>市長は、前条第2項の規定により利用の決定通知を受けた者(以下「利用者」という。)</u>に対し装置を貸与するため、利用者との間において<u>使用貸借契約を締結するものとする。</u> (譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 利用者は、常に善良なる注意をもって装置を管理するものとし、当該装置を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。 (使用料及び経費)</p> <p>第8条 略 (利用の変更及び辞退)</p> <p>第9条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに緊急通報装置事業利用変更届(様式第4号)により、<u>市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>利用者又はその親族は、第4条第1項に該当しないこととなったときは、速やかに緊急通報装置事業利用辞退届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(契約の解除)</p> <p>第10条 <u>市長は、利用者がこの要綱に違反したとき、又は市長が特に装置の貸与が必要でなくなったと認めたときは、緊急通報装置使用貸借契約解除通知書(様式第6号)により利用者に通知するとともに、当該装置を撤去することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(利用の停止)</u>  <u>第9条</u> 市長は、事業の利用を停止する必要があると認めたとき、又は利用者が第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったにもかかわらず、前条第2項の届出がなかったときは、<u>緊急通報装置事業利用停止通知書（様式第5号）により利用者に通知するとともに、装置を撤去することができる。</u>  （協力員の確保）  <u>第10条</u> 利用者は、緊急時に迅速に利用者宅へ出向き、状況等を確認し、必要な措置を採ることのできる協力員を3人以上確保するものとする。</p> <p>（台帳の整備）  <u>第11条</u> 市長は、事業の利用状況を明らかにするため、緊急通報装置事業利用台帳を整備するものとする。  （その他）  <u>第12条</u> 略</p> <p><u>様式第1号（第5条関係）</u>  （別紙のとおり）  <u>様式第2号（第5条関係）</u>  （別紙のとおり）  <u>様式第3号（第8条関係）</u>  （別紙のとおり）  <u>様式第4号（第8条関係）</u>  （別紙のとおり）  <u>様式第5号（第9条関係）</u>  （別紙のとおり）</p>	<p>（協力員の確保）  <u>第11条</u> 利用者は、緊急時に迅速に利用者宅へ出向き、状況等を確認し、必要な措置を採ることのできる協力員を3人以上確保するものとする。  <u>この場合において、1人は、担当地区の民生委員又は福祉委員としなければならない。</u>  （台帳の整備）  <u>第12条</u> 市長は、事業の利用状況を明らかにするため、緊急通報装置事業利用台帳（<u>様式第7号</u>）を整備するものとする。  （その他）  <u>第13条</u> 略</p> <p><u>様式第1号（第5条関係）</u> 略  <u>様式第2号（第5条関係）</u> 略  <u>様式第3号（第6条関係）</u> 削除  <u>様式第4号（第9条関係）</u> 略  <u>様式第5号（第9条関係）</u> 略  <u>様式第6号（第10条関係）</u> 略  <u>様式第7号（第12条関係）</u> 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

緊急通報装置事業利用申請書

次のとおり緊急通報装置事業を利用したいので申請します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日	歳
	住 所				電 話 番 号	
	障がい名		障がいの等級		携帯電話番号	
	既往歴					
	かかりつけ 医療機関					
協 力 員	①	氏 名		男・女	関 係	承 諾 印
		住 所				
	②	氏 名		男・女	関 係	承 諾 印
		住 所				
	③	氏 名		男・女	関 係	承 諾 印
		住 所				

上記の者は、緊急通報装置事業の対象者である。 民生委員 氏名 ㊟

親	氏 名		続 柄		電 話 番 号	
	住 所				携 帯 電 話 番 号	
族	氏 名		続 柄		電 話 番 号	
	住 所				携 帯 電 話 番 号	

備考

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

総社市長



緊急通報装置事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急通報装置事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

記

緊急通報装置事業の利用を決定（却下）します。			
対象者	住所		
	氏名		電話番号
却下理由			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

届出者 住 所  
氏 名

緊急通報装置事業変更届

緊急通報装置事業の申請内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

届出者 住 所  
氏 名

緊急通報装置事業利用辞退届

緊急通報装置事業の利用を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

辞 退 理 由	
辞退理由発生 年 月 日	年 月 日

(装置返却希望年月日 年 月 日)

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

総社市長



緊急通報装置事業利用停止通知書

年 月 日付けで決定した緊急通報装置事業の利用について、次の理由により停止します。

なお、装置については、速やかに返却を求めます。

（理 由）